

## 安全保障法制関連 2 法案の分かりやすい説明を求める意見書（案）

政府は、第 189 回通常国会に、自衛隊法を初め主要 10 本の法改正を一括で行う「平和安全法制整備法案」と、「国際平和支援法案」を提出しています。その主な内容は、その目的が「日本の平和・安全のため」か「国際社会の平和・安全のため」かに応じて、自衛隊が活動する際の要件、手続きなどを定めるものです。

特に、平和安全法制整備法案では、平成 26 年 7 月に憲法第 9 条の下で認められる自衛の措置の限界を明確にした閣議決定、いわゆる新 3 要件を盛り込ませてあります。しかし、これまでの国会における議論を通じて、その新 3 要件の理解が国民の間で十分にされているとは言えません。

世論調査においても、国民の多くが政府の説明は十分であるとは思わない、との結果が出ています。

また、去る 6 月 4 日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員が、政府の法案について、憲法違反であると述べたことから、その合憲性が大きな論点になっています。

以上のことから、国におかれては、これらの法案に対する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、集団的自衛権と個別的自衛権との違いなどについて分かりやすく丁寧な説明を行い、国民的理解が得られるよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成27年 6 月29日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
宛

長野市議会議員 高野正晴